

第9章 堤防に関する状況報告、警戒、出動、水防開始、 決壊の通報、避難立退及び救助

第1節 堤防異常の報告

次のいずれかの場合は、水防管理者は直ちに遠野土木センターに報告するものとする。ただし危険が切迫していると認めるとき、又は堤防の決壊のため避難を要する場合には、次の機関に直接連絡するとともに、県水防本部にも連絡するものとする。

- 1 堤防に異常を発見したとき。（その状況と措置の概況を含む。）
- 2 水防機関が出動したとき。
- 3 水防作業を開始したとき。

遠野警察署	電話 62-0110
NHK盛岡放送局	電話 019-626-8826
I B C岩手放送	電話 019-623-3127
テレビ岩手	電話 019-624-1166
岩手めんこいテレビ	電話 019-629-2525
岩手朝日テレビ	電話 019-624-8818
エフエム岩手	電話 019-625-5511
遠野テレビ	電話 63-1711

第2節 警戒体制、出動及び水防開始

遠野市長は、第5章及び第7章についての連絡を受けたとき、又は大雨のおそれがあり、洪水が予想される場合、これに対応するため、別に定める市水防隊動員計画及び次の定めに従って、出動させるものとする。

- 1 水防団待機水位（通報水位）に達したときの警戒体制（警戒動員）

水防団待機水位に達し、なお増水し、警戒の措置が必要と認められる場合には直ちに水防隊幹部を非常招集し、予め定められている各々の任務に就かせ、また必要に応じて情報連絡班、哨警班、水防用資器材整備班をそれぞれの部署に就かせ、水防隊員に対する動員が発令された場合に即時活動ができるよう準備、待機させるものとする。

ただし、急激に増水し、以上の段階を経るいとまがないとき、又は早急に水防隊

- 動員の必要があると認められた場合は、その事態に即応した緊急措置を講ずるものとする。
- 2 氾濫注意水位（警戒水位）に達したときの警戒体制（第1次動員）
氾濫注意水位（警戒水位）に達し、なお増水し、特に警戒の措置が必要と認められる場合には直ちに水防隊長に出動等（第1次動員）を行うよう指示する。
 - 3 水防警報が発せられたとき
岩手県水防計画、遠野市水防計画及び遠野市水防隊動員計画に基づき、直ちに水防団を出動させ、又は出動の準備をさせるとともに、必要に応じ、危険が予想される区域内の一般住民に周知するものとする。
 - 4 水防警報の段階
第1段階 準備
水防資材の整備点検、水門等開閉の準備及び幹部の出動等に対するもの。
第2段階 出動
水防隊員の出動に対するもの。
第3段階 解除
水防活動の終了に対するもの。
 - 5 水防団員に対する動員が発せられたときは、直ちに水防隊を出動させ、又は出動の準備をさせるとともに、必要に応じ、危険が予想される区域内の一般住民に周知するものとする。
 - 6 水防活動開始の命令を受けた各部長は、最も迅速な方法をもって隊員を招集する。
 - 7 前号の状況、活動の概要を水防隊長に報告し、後に被害判明と共にすみやかに文書をもって報告するものとする。
 - 8 気象、上流、水位の各状況のほか堤防等現地の状況を勘案し、水災の危険がなくなったと判断されるとき、水防管理者は、水防隊長、県南広域振興局土木部遠野土木センター所長、遠野警察署長に協議の上、全域又は一部にその任務を解除することができる。

第3節 決壊の通報及び避難立退

1 決壊の通報

堤防の決壊が予想される場合及び決壊した場合、又はこれに準ずべき事態が発生した場合には、水防管理者は法第25条の規定により直ちにその旨を氾濫が予測される地域の住民に広報するとともに、隣接水防管理団体、遠野警察署、遠野土木セン

ター等に通報する。

2 避難及び立退

哨警班の堤防巡視中急激に増水し、又は著しい事態の悪化のおそれがあり危険が切迫しているときは、班は直ちに水防管理者及び水防隊長に報告してその命令によって立退を指示する。（報告のいとまがないときは班において指示することができる。）

遠野市長は、その地域の住民に対し、立退を指示する場合には、遠野警察署長にその旨を通知する。

避難誘導班は別表20指定避難所一覧表(P54)の指定避難所又は別表21福祉避難所一覧表(P58)の福祉避難所に誘導し収容する。

立退指示は、サイレン、警鐘、防災行政無線、遠野テレビによる放送、自動車、自転車、電話又は駆足連呼等、迅速かつ確実に住民に徹底する方法により周知するものとする。

3 救 助

堤防その他の施設が決壊し、又は急激な増水による氾濫のため人命に危険が切迫したとき、水防隊長は直ちに人命救助を命じ、緊急を要する場合は、水防隊は水防隊長の命を待たずに直ちに人命救助にあたる。